

平成28年10月21日
商 工 政 策 課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成28年7月15日（金） 14時00分～15時25分

2 会 場

県庁西棟7階A会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 相馬課長他2名

4 議事の概要

- (1) 議題1 前回（平成28年5月13日）の議事概要及び届出状況等について
事務局から、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い、議事概要として承認された。

- (2) 議題2 届出案件について

【スーパードラッグアサヒ青森西店の変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①テナント棟に入る小売店舗は、他地域の店舗でもチラシが入ると駐車場が満杯になっているが、従業員の駐車場の利用や設置者配慮事項に記載されている対策を確実に実施するのであれば、問題はないと思われる。
- ②店舗前の片側3車線の国道からの右折入庫を、完全に抑えることは難しいと思われるが、看板の設定等、設置者ができる対策はしていると思われる。
- ③騒音予測に関しては、保全施設と店舗の間に他の店舗があり、また、距離も離れているので、問題はないと考える。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車場スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【マエダモールおいらせに係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①夜間の等価騒音レベルが、基準値を超えている地点があるが、近隣の住居の地点の再予測では基準値内であること、間に駐車場があり距離が離れていることから問題ないと思われる。
- ②夜間の騒音レベルの最大値が、規制値を超えている地点があるが、近隣の家屋等の再予測では、基準値内であり、今回変更する店舗から離れた地点であることから影響は少ないと考える。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 等価騒音レベルの予測値及び夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。